

一般社団法人 全日本愛鱗会

会費規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本愛鱗会（以下「本会」という）定款第8条第1項の規定により、本会の入会金及び会費に関する必要な事項を定めるものとする。

2 この規程の変更は、総会の決議をもって行うものとする。

3 この規程は、本会の入会金及び会費に関する事項であって、この規程に定めのない事項及びこの規程の実施に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

(入会金及び会費)

第2条 入会金は通常会員になる時に納入するものとし、会費は毎年納入するものとする。

2 会員の資格を失った者が再び会員となる時は、入会金を納入することを要しない。

3 本部会員及び賛助会員は、入会金を納入することを要しない。

4 名誉会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

5 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(入会金の額)

第3条 入会金の額は、2,000円とする。

(会費の額)

第4条 会費の額は次のとおりとする。

(1) 本部会員 25,000円

(2) 通常会員 20,000円

(3) 賛助会員 3,000円

2 国外会員の会費の額は次のとおりとする。

(1) 和文機関誌購読会員 20,000円

(2) 英文機関誌購読会員 12,000円

(中途入会の会費の額の特例)

第5条 事業年度の中途に入会した通常会員（再入会を除く）の当該事業年度の会費は、入会が上半期（4月から9月まで）の場合は全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は半額とすることができる。

(会費の納期)

第6条 会員は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

2 中途に入会した会員は、前項の限りではない。

(入会金及び会費の納入方法)

第7条 入会金及び会費の納入方法は、本会指定の金融機関に振り込むものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人全日本愛鱗会の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日改正し、即日施行する。

附則

1 この規程は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。